

議案第 62 号

二宮町火災予防条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

令和 7 年 8 月に総務省消防庁における消防防災対策による検討会において、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると提言されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例

二宮町火災予防条例（昭和37年二宮町条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

に改める。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」の次に「第1項」を加える。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(議案第62号) 二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
<p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</u></p>	<p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</u></p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第29条の8・第29条の9)</u></p>	
<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>	<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>
<p>第29条 火災に関する警報 (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。</u></p>
<p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p>	
<p>(林野火災に関する注意報)</p>	
<p>第29条の8 町長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」という。) の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</p> <p>3 町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</p>	
<p>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>	
<p>第29条の9 町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</p>	

改正後	改正前
<p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p>	<p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p>